

(目的)

第1条 この告示は、市の保有する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することによって、民間企業等との協働による市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の保有する資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報紙及びその他の印刷物等

イ 市のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる市の資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 市長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、広告掲載の基準を別記のとおり定める。

(広告掲載の優先)

第4条 広告掲載は、市内に事業所等を有する者の広告を優先するものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の募集等)

第6条 広告掲載の募集及び決定の方法並びに広告掲載料については、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(参考様式第1号)に広告の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、広告掲載の可否の決定にあたっては、第3条に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の決定をする場合は、潟上市広告審査委員会の意見を聞くものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し広告掲載決定(却下)通知書(参考様式第2号)をもって通知するものとする。この場合において、市長は、提出のあった原稿等の修正その他広告掲載に当たり必要な事項を指示することができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 市が広告掲載を可とした者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに当該広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 広告主が、指定された期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告掲載の決定後に基準に反する事実が判明し、又は生じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書(参考様式第3号)により、その旨を広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第11条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載できなくなったときは、この限りでない。

(物品の受入れ)

第12条 市長は、民間企業等の広告が掲載された物品を受け入れる方法による広告掲載を実施することができる。

2 前項の規定による物品の受入れについては、市長がその可否を決定するものとする。

(広告主の責任等)

第13条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告掲載に係る広告の作成経費並びに掲出、撤去及び維持補修に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(変更の届出)

第14条 広告主は、広告の内容等を変更したいときは、広告掲載内容変更届(参考様式第4号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(広告審査委員会)

第15条 [第8条第2項](#)に定める審査を行うため、潟上市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員長は、総務部長をもって充て、委員は総務課長、財政課長及び企画政策課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、企画政策課長がその職務を代行する。

(会議)

第16条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、当該広告媒体を所管する課等の長及びその他必要な者に、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員長は、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときは、持ち回り審査に付することができる。

6 委員長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年3月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第40号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月13日告示第15号)

この告示は、平成30年2月15日から施行する。

附 則(令和3年12月15日告示第260号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第55号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別記(第3条関係)

潟上市広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、[潟上市広告掲載要綱第3条](#)に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

2 広告全般に関する基本的な考え方

(1) 潟上市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高く、公序良俗に反せず、市民福祉の理念に沿い、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(2) 屋外広告の内容及びデザインについては、秋田県屋外広告物条例(昭和49年秋田県条例第20号)及び[潟上市環境保全条例\(平成17年潟上市条例第136号\)](#)を遵守し、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、美観風致を阻害するものであってはならない。

3 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

4 規制業種又は事業者

次に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

(1) 本市の市税等の滞納がある事業者

(2) [風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律\(昭和23年法律第122号\)](#)で、風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種

(3) 貸金業の規制に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業

(4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者

(6) [民事再生法](#)及び[会社更生法](#)による再生・更生手続中の事業者

(7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

5 掲載基準

次に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 広告の内容等が、次のいずれかに該当するもの

ア 市の公平性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの

イ 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの

ウ 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの

エ 政治的活動又は宗教的活動に関するもの

- オ 個人、団体等の意見広告又は名刺広告に類するもの
  - カ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - キ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - ク 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ケ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - コ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - サ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不快を与えるおそれがあるもの
  - シ 社会的に不適切なもの
  - ス 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現(誇大広告)
  - イ 射幸心を著しくあおる表現
  - ウ 虚偽の内容を表示するもの
  - エ 法令等で認められていない業種・[商法](#)・商品
  - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - カ 責任の所在が明確でないもの
  - キ 人材募集広告で労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- (3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
  - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの
- 6 ホームページに関する基準
- ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページ(WEBページ)の内容についてもこの基準を適用する。

[参考様式第1号\(第7条関係\)](#)